

フランス主催権の法制度概要とパリオリンピック・パラリンピックでのスポーツベッティングにおける主催権の活用動向 ～我が国のフリーライド対抗策としての主催権創設の可能性～

スポーツビジネス・ローニューズレター

2024 年 10 月 25 日号

執筆者:

稲垣 弘則

h.inagaki@nishimura.com

山崎 泰和

ya.yamazaki@nishimura.com

小幡 真之

m.obata@nishimura.com

I はじめに

本年 7 月から開催されたパリ 2024 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「パリ 2024 大会」）では、日本代表選手団が、オリンピックでは 20 個、パラリンピックでは 14 個の金メダルを獲得するなど、その活躍が大きな話題となり、応援するファンに多くの感動を与えました。

その一方で、パリ 2024 大会が開催されたフランスを含む欧米では、スポーツビジネスは権利ビジネスとして大きく発展しており、データに関する権利、放映権、肖像権・パブリシティ権等、スポーツを取り巻く権利の在り方を整備することにより、日本とは産業規模に大きな差を生み出すことになっています。このことはパリ 2024 大会も例外ではなく、フランスにおいては、スポーツに関する固有の法律（Code du sport。以下「スポーツ法」）に基づき、スポーツイベント又は大会（併せて以下「スポーツイベント」）の主催者に主催権という権利が認められているところ、国際オリンピック委員会（IOC）とパリ 2024 オリンピック・パラリンピック大会組織委員会（以下「パリ 2024 大会組織委員会」）は、個別法を根拠にパリ 2024 大会の主催者として主催権の活用に伴う収益を取得する権利を有するものとされました。そのため、IOC とパリ 2024 大会組織委員会は、パリ 2024 大会を対象とするスポーツベッティングの収益の還元を受ける権利を有すると整理することができると考えられています（後記 IV.参照）。また、フランス国内においてパリ 2024 大会に関するスポーツデータや試合映像等が不正取得・利用される「ただ乗り」（フリーライド）が生じた場合には、IOC とパリ 2024 大会組織委員会は主催権侵害に基づきフリーライドを行う者に対して損害賠償請求や差止請求が可能となります。

近時、日本においてもスタジアム・アリーナに立ち入り、実際の試合から数秒以内の試合経過データを海外スポーツベッティング事業者への販売目的で不正取得する形の「ただ乗り」（フリーライド）の事例が生じていることが確認されています。また、世界からインターネットを通じた日本のスポーツに対する賭け金の総額は年間約 5 兆円とも言われており、このようなフリーライド市場からほとんど日本に対する収益還元がなされていない状況が問題視されています¹。

日本においてもスポーツ基本法の改正等が検討されている中で、フランスにおける主催権の考え方は、今

¹ 一般財団法人スポーツエコシステム推進協議会（2022 年 4 月）「スポーツ DX ファクトブック」15 頁（<https://council-sep.org/resource/pdf/documents/share/bc080a09ec684cff1b2c61da6c4d3076.pdf>）（2024 年 10 月 25 日最終閲覧）。

後、スポーツデータや試合映像等の「ただ乗り」（フリーライド）の防止やフリーライド市場からの収益還元を実現することにより、日本のスポーツビジネスを権利ビジネスとして発展させるために参考になり得ることから、本ニュースレターでは、フランスにおける主催権規定の創設経緯を含めた主催権の法制度概要と、パリ 2024 大会でのスポーツベッティングにおける主催権の活用動向について紹介します。

Ⅱ フランスにおける主催権規定の創設経緯

フランスのスポーツ法では、スポーツ連盟及び同連盟から委任を受けたイベント主催者に対して、自らが主催するスポーツイベントを独占的に利用する権利（主催権）が認められています（同法 L333-1 条 1 項、L331-5 条 1 項）。フランスにおいて主催権を認める規定が創設された背景には、権利を保護するという守りの視点のみならず、権利を活用してスポーツイベントを取り巻く経済活動を促進させるという攻めの視点が存在していたと言われています。

フランスにおけるスポーツイベントの権利保護の嚆矢となったのは、1992 年の法改正（以下「1992 年改正」）です。具体的には、1992 年改正により、スポーツ法の前身となる法律にはじめて、「スポーツイベントを利用する権利はそのイベントの主催者に帰属する」という原則が確立され、主催者によるスポーツイベントへの独占的な権利が財産権として認められました²。もっとも、1992 年改正による主催権規定の創設は、前触れもなく突然行われたわけではないことには留意が必要です。フランスにおいては、1992 年以前から、スポーツイベントに関する権利を主催者に認める裁判例が集積されており、例えば、サッカークラブである AS サンティエヌが地元ラジオ局である TNT を相手取ってクラブの敷地内で行われる試合の放送の禁止を求めた事件では、裁判所は、スポーツイベントの主催者が、特にラジオやテレビによる放送を収益化する権利を留保することは長年の一般的な慣行となっており、慣例や裁判例を通じて、フランスで広く定着していると判示しています³。すなわち、1992 年改正は、慣例や裁判例の蓄積によって認められていた主催者の権利を、明文ではじめて認めたものであると言えます。

1992 年改正で、保護すべき権利として特に念頭に置かれていたのはテレビやラジオの放映権でした。すなわち、1980 年代から現在に至るまで、フランスにおけるスポーツイベントの放映権や、これと関連する広告の価値、及びスポーツイベントに係るスポンサー料は、上昇の一途を辿っており、主催者を含むステークホルダーに大きな収益をもたらすことになっています。そのため、1992 年改正当時から、主催者のテレビやラジオの放送に係る権利を明確化することは、スポーツイベントの経済的な価値を向上させ、スポーツイベントの主催者（すなわちスポーツ団体）を中心としたエコシステム作りを実現するためにも重要な課題となっており、この点は 1992 年改正の重要な立法事実になったと考えられています。

また、主催権規定創設の背景には、スポーツイベントを開催するためには多額の投資が必要であることから、投資をするに値する収益を確保できなければ、スポーツイベントの開催に必要な投資を呼び込むことができないという、投資保護の観点もあったと考えられています⁴。

なお、上記のほか、フランスではスポーツ界からの積極的なロビイング活動があったことが主催権規定創

² 1984 年 7 月 16 日制定の身体的及びスポーツ的活動の組織及び促進に関する法律（Loi n°84-610 du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives）18-1 条。その後、当該法令を含む複数の法令を編纂し、2006 年 5 月 23 日にスポーツ法の法律の部が制定されています。

³ Lyon Court of Appeal, March 26, 1987, 1st civil chamber, sect. B.

⁴ D. Poracchia & F. Rizzo, " Propriété du spectacle sportif ", Les études thématiques, www.droitdusport.com, 2012, No.34 8-60.

設の流れに大きく影響したとされています。フランスでは、スポーツ産業は国の主要産業であり、スポーツ界からのロビイング活動を受け入れる基盤があったことが根底にあると考えられています。

Ⅲ 主催権の概要

1. 主催権の範囲

フランスにおける主催権の範囲は、裁判例⁵上、「スポーツイベントがなければ存在し得ない、収益を生じることとするあらゆる形態の経済活動」を含むものと解されており、多様な商業的権利を幅広く包含するものと理解されています。具体的には、条文上、放映権（視聴覚利用権）が主催権に含まれることに争いはありませんが（スポーツ法 L333-1 条 2 項）、そのほか、解釈上、スポンサーやチケットに関する権利、商品化権に加え、商業的利益が生じ得るスポーツデータに関する権利等も主催権に含まれると考えられています。ただし、スポーツデータに関しては、裁判例において、一部のスポーツイベントの結果及びスケジュールにすぎないデータは主催権に含まれないと解されている点には注意が必要です⁶。

また 2010 年には、スポーツベッティングがフランスで解禁されたことを契機に、スポーツ法において、スポーツイベントを対象とするスポーツベッティングの主催に同意する権利（以下「スポーツベッティング権」）も主催権に含まれることが明記されました（同法 L333-1-1 条）。スポーツベッティング権に基づくスポーツベッティング事業者と主催者との間の契約（以下「ベッティング契約」）では、実務上、事業者から主催者に対して賭け金の総額の 1%程度が還元されていると言われており、主催者に大きな経済的利益をもたらしています。また、主催者は、スポーツベッティング権をスポーツベッティング事業者に許諾する際に、事業者に対して、主催者が保有する無形財産（名称や商標等）に係る権利についても使用を許諾することができます（L333-1-3 条）。

ただし、主催者がスポーツベッティング権を許諾する際には、厳しい規制が課されています。まず、主催者は、事業者に対するライセンス付与や八百長・依存症対策を担う独立行政法人である ANJ（Autorité nationale des jeux）から認可を受けたスポーツベッティング事業者との間で、スポーツ法 L333-1-2 条の規定に従いベッティング契約を締結しなければなりません。当該契約は事前に ANJ の承認を得る必要があります。また、主催者が、スポーツベッティング権を独占的に特定のスポーツベッティング事業者に許諾したり、特定のスポーツベッティング事業者に差別的な条件を設定することは禁止されています（スポーツ法 L333-1-2 条 3 項）。

スポーツベッティング事業者の選定プロセスも厳格に規定されています。すなわち、主催者は、スポーツベッティング権の許諾に関する仕様書を作成し、購入を希望するスポーツベッティング事業者のすべてにこれを配布するとともに、2 週間の交渉期間を設けて、スポーツベッティング事業者と交渉しなければならないことが定められています。特に、主催者が作成する仕様書においては、(i)（特に報酬額の決定に関する）裁定手続きのタイムラインや交渉のルール、(ii) 交渉の対象となるスポーツイベント、(iii) スポーツベッティング権を許諾する対象期間、(iv) インテグリティ対策として主催者が実施しようとする監視・検出手段、並びに、(v) インテグリティ対策及び不正行為の検出のために、スポーツベッティング事業者に対し

⁵ Paris Court of Appeal, 14 October 2009, Sté Unibet v. Fédération Française de Tennis, No.08/19179.

⁶ Cour de cassation, Commercial Court, 20 May 2014, No.13-12.102, Versailles Court of Appeal, March 31, 1981.

て課す情報開示義務及び透明性確保義務を記載しなければならないことが定められています⁷。上記(iv)及び(v)については、ベッティング契約に規定する必要もあります（スポーツ法 L333-1-2 条 5 項）。また、主催者に対する報酬額を決定する際には、不正行為の検出及び防止に要する費用を考慮しなければならないとされています（同法 L333-1-2 条 6 項）。

2. 主催権の帰属主体

スポーツ法上、主催権が認められる帰属主体は「スポーツ連盟及び同連盟から委任を受けたイベント主催者」に限られています（同法 L333-1 条 1 項、L331-5 条 1 項）。「スポーツ連盟」とは、フランスにおける国内競技連盟（National Sports Federation、NSF）を意味し、「委任を受けたイベント主催者」とは、NSF から委任を受けてイベントを主催する自然人又は民間の法人（例えば、ツール・ド・フランス等を主催する民間企業である Amaury Sport Organisation）が該当します。主催権の帰属主体は 2000 年の法改正により明確化されましたが、その際には、(a) 放映権の価値を最大化する観点からは一元管理が望ましいと考えられたこと、(b) スポーツ連盟が関連する権利（特に放映権）を一元管理することを望んでいたこと、(c) チームへの公平な収益分配の観点からはスポーツ連盟による一元管理が望ましいと考えられたことが背景にあったとされています⁸。なお、チームは後記例外を除き主催権の帰属主体とされていませんが、その理由としては、同一のスポーツイベントについて、主催権が複数の主体に無秩序かつ独立して帰属することによって、契約交渉が複雑化することを防ぐためであったと考えられています⁹。

帰属主体の例外として、放映権（視聴覚利用権）については、2003 年の法改正により、スポーツ連盟は、自らが創設したプロリーグが開催するスポーツイベントの放映権（視聴覚利用権）の全部又は一部を、当該イベントに参加することを条件に、各チーム（のスポーツ会社）に無償で譲渡することができるとされました（スポーツ法 L333-1 条 2 項）。これは主要サッカークラブが放映権を貸借対照表上で資産計上することを望んだことが背景にあったと言われています。一方で、その場合には、プロリーグが所定の選定プロセスを経て、放映権を一括販売することとされており（同法 L333-2 条 1 項 2 項）、実際には、プロリーグが放映権ビジネスを行い、それにより得た収益を各加盟チームに分配する仕組みとなっています。加えて、2022 年の法改正により、プロリーグは放映権のマーケティング及びライセンス管理を行う事業会社を設立することができるとされています（同法 L333-1 条 3 項、L333-2-1 条 1 項）。例えば、リーグ・アンを擁するフランスプロサッカーリーグ（LFP）は、CVC キャピタル・パートナーズとともに、LFP メディアと呼ばれる事業会社を設立しています。

IV パリ 2024 大会開催に伴う特別法の制定

フランスにおける主催権は、フランス国内のスポーツ連盟をベースに認められるものであるため、例えばオリンピック等の国際大会を開催する際に組織される大会組織委員会や国際的なスポーツ団体に対して主催

⁷ 本段落の選定プロセスの詳細は、Decree No.2020-1349 of 4 November 2020 on the regulatory arrangements of the National Gaming Authority の 32 条乃至 37 条に規定されています。

⁸ P. Zen-Ruffinen, J.-P. Dubey et G. Infantino, De la titularité à la co-titularité des droits de télévision dans le sport : Media Lex 1999, n° 3, p. 45.

⁹ J. Mouly & C. Dudognon, " Sport : Acteurs du sport ", Répertoire de droit civil, Dalloz, 2021, No.24.

権が帰属するものと条文上読み込むことは困難です。

そこでフランスでは、2018 年にパリ 2024 大会における主催権の整理を明確化するために、オリンピック・パラリンピック競技大会の組織に関する法律¹⁰が制定され、IOC 及びパリ 2024 大会組織委員会を主催権の帰属主体として認めることとなりました。具体的には、パリ 2024 大会に関して、IOC 及び 2024 大会組織委員会を（スポーツ法 L331-5 条に基づく）「スポーツ連盟から委任を受けたイベント主催者」として承認しました。

公開情報によれば、スポーツベッティング権に関しては、IOC は、パリ 2024 大会組織委員会との間で、スポーツベッティング事業者との契約締結をパリ 2024 大会組織委員会に一任する旨の契約を締結し、ANJ から承認を得ています¹¹。そのため、実際に、IOC がパリ 2024 大会に際してスポーツベッティング権に基づき収益を得ていたか（スポーツベッティング事業者の売上げから直接収益還元を受けていたか）は定かではありません。もっとも、上記立法による整理を前提にすれば、IOC は、パリ 2024 大会の主催者として、スポーツベッティング権を含む主催権に基づく権利ビジネスを行うことができる立場にあるものと考えられます。

なお、スポーツベッティング権固有の条文として、スポーツイベントの主催者は、関係する委任若しくは承認された連盟、又はフランス国立オリンピック・スポーツ委員会（CNOSF）に対して、スポーツベッティング事業者との契約締結を委任することができる旨の規定があります（L333-1-2 条 2 項）。そのため、大会組織委員会や国際的なスポーツ団体は、スポーツベッティング権に関しては、パリ 2024 大会のような個別法の制定で対応するのではなく、また、主催権の帰属主体として整理されることなく、同条に基づき収益還元を受けることも可能と考えられています。具体的には、大会組織委員会や国際的なスポーツ団体は、同条に基づき、関連する国内スポーツ連盟又は CNSFO に対して、スポーツベッティング事業者との契約締結を委任することができ、当該委任に基づいて、フランスで開催された国際大会を対象とするスポーツベッティングから得られた収益の還元を受けることができると考えられています。

V おわりに

本ニュースレターでは、フランス主催権の法制度概要と、パリ 2024 大会でのスポーツベッティングにおける主催権の活用動向を紹介しました。

前記 I. の通り、フランスでは、スポーツイベントの主催者が、主催権の活用に伴う収益を取得する権利を有するほか、スポーツデータや試合映像等が不正取得・利用される「ただ乗り」（フリーライド）に関して、フリーライドを行う者に対して主催権侵害に基づく損害賠償請求や差止請求が可能となっています。近時は、日本でも「ただ乗り」（フリーライド）の事例が生じており、日本のスポーツを対象とする巨大なフリーライド市場が形成されていることからすれば、今後日本において、「ただ乗り」（フリーライド）の防止やフリーライド市場からの収益還元を実現することにより、日本のスポーツビジネスを権利ビジネスとして発展させるために、フランスにおける主催権の考え方は参考になり得ると思われます。

¹⁰ Law No.2018-202 of March 26, 2018 on the organization of the Olympic and Paralympic Games.

¹¹ ANJ ホームページ（<https://anj.fr/sites/default/files/2024-06/06%20-%20CR%20D%C3%A9lib%C3%A9ration%2030%20mai.pdf>）。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com